

「支援助成事業における重複申請等の取り扱いについて」（平成25年5月9日基金企画委員会決定）の見直しについて

平成24年度に開始された九州大学基金の支援助成事業については、平成25年5月9日開催の基金企画委員会にて、「支援助成事業における重複申請等の取り扱いについて」を決定し、現在これに基づき実施しているところです。

この度、「市川節造奨学金」及び「中本博雄賞」の創設に伴い、重複申請等の取り扱いを見直すとともに規定の整理を下記のとおり行います。

記

1. 「支援助成事業全体」

- ・ 同一人の同一年度における助成金の受給は、1支援助成事業とする。
ただし、別表の重複受給については可能とする。
- ・ 同一の支援助成事業において、同一人の2年連続の採択はしない。ただし、給付期間を「最短修業年限」としている支援助成事業は除く。

2. 「チャレンジ&クリエイション」

- ・ グループ研究の場合、そのグループで行っている先行研究と類似性が高い研究と判断される場合は、採択しない。

3. この取り扱いは、平成31年度の申請分から適用する。ただし、山川賞と市川節造奨学金の併給については、平成30年度から適用する。

以 上

九州大学基金による支援助成事業の重複受給制限一覧

平成30年7月10日現在

区分	経済的 条件		山川賞	九州大学 修学支援 奨学金	利章奨学金	市川節造 奨学金	中本博雄賞 (修学支援 奨学金)	海外留学 支援事業 (海外留学 渡航支援)	中本博雄賞 (海外留学 支援)	海外留学 支援事業 (短期留学 支援)	学生の 国際会議等 参加等支援	中本博雄賞 (学生の海外 派遣支援)
			山川賞	九州大学 修学支援 奨学金	利章奨学金	市川節造 奨学金	中本博雄賞 (修学支援 奨学金)	海外留学 支援事業 (海外留学 渡航支援)	中本博雄賞 (海外留学 支援)	海外留学 支援事業 (短期留学 支援)	学生の 国際会議等 参加等支援	中本博雄賞 (学生の海外 派遣支援)
奨学金	なし	山川賞		×	×	○	×	×	×	×	×	×
	あり	九州大学 修学支援 奨学金	×		×	×	×	×	×	×	×	×
	あり	利章奨学金	×	×		×	×	×	×	×	×	×
	あり	市川節造 奨学金	○	×	×		×	×	×	×	×	×
	あり	中本博雄賞 (修学支援 奨学金)	×	×	×	×		×	○	×	×	○
交換留学	なし	海外留学 支援事業 (海外留学 渡航支援)	×	×	×	×	×		×	×	×	×
	あり	中本博雄賞 (海外留学 支援)	×	×	×	×	○	×		×	×	○
短期留学	なし	海外留学 支援事業 (短期留学 支援)	×	×	×	×	×	×	×		×	×
国際会議	なし	学生の 国際会議等 参加等支援	×	×	×	×	×	×	×	×		×
	あり	中本博雄賞 (学生の海外 派遣支援)	×	×	×	×	○	×	○	×	×	

○：併給可

×：併給不可。ただし、申請は妨げない。

平成25年5月9日基金企画委員会決定

支援助成事業における重複申請等の取り扱いについて

このことについて、昨年度から、九大基金支援助成事業を開始しています。昨年度からの申請状況を見ますと、同一の支援助成事業に同一人が複数回申請するケースがありました。本支援助成事業においては、できるだけ多くの学生・教職員に支援をすることを基本としております。

については、今回、重複申請等に関して、その取り扱いを下記のとおり定めます。

記

1. 「支援助成事業全体」
 - ・ 同一人の同一年度における採択は、1支援事業のみとする。
 - ・ 同一の支援助成事業において、同一人の2年連続の採択はしない。

2. 「1-3 学生の独創的研究活動支援」
 - ・ グループ研究の場合、そのグループで行っている先行研究と類似性が高い研究と判断される場合は、採択しない。

3. この取扱いは、平成25年度の申請分から適用する。

以 上